

高水管第650号
令和3年11月22日

各位

高槻市水道事業
管理者 上田 昌彦
(公印省略)

給水装置工事施行指針等の訂正について（通知）

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
みだしのことについて、別紙「訂正点一覧」の通り訂正いたします。
訂正しました給水装置工事施行指針や関連様式等は、ホームページに公開しておりますので、差し替えの程、よろしくお願いいたします。

以上

給水装置工事施行指針（令和3年4月版）正誤表

● 給水装置工事施行指針の訂正点

訂正日：令和3年11月22日

掲載箇所	訂正前	訂正後
第2編第2章 計画と設計 P.48 上から11行目	$h = 0.0126 + \left(\frac{0.01739 - 0.1087d}{\sqrt{V}} \right) \cdot \frac{L}{d} \cdot \frac{V^2}{2g}$	$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087d}{\sqrt{V}} \right) \cdot \frac{L}{d} \cdot \frac{V^2}{2g}$
第3編第1章 給水装置工事申込みに係る様式集 様式第18号 覚書(受水槽以下設備)	第7条 乙は、供給する水が使用者の健康を害するおそれがあると知った場合は、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが引用に適さないことを使用者に周知させるとともに・・・	第7条 乙は、供給する水が使用者の健康を害するおそれがあると知った場合は、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが飲用に適さないことを使用者に周知させるとともに・・・
第3編第2章 指定給水装置工事事業者申請等に係る様式集 指定給水装置工事事業者 指定・更新時確認書	修繕対応可能な業務内（該当部にチェックしてください。）	修繕対応可能な業務内容（該当部にチェックしてください。）
第3編第2章 指定給水装置工事事業者申請等に係る様式集 指定給水装置工事事業者 指定・更新時確認書（記入例）	修繕対応可能な業務内（該当部にチェックしてください。）	修繕対応可能な業務内容（該当部にチェックしてください。）

